

レッドステージ（非常事態）2への移行の考え方

►レッドステージ2について

特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に該当する場合は、レッドステージ2へ移行

【現在の感染状況】

- 直近1週間あたりの新規陽性者数が前週比1.96倍（1月11日現在）となっており、感染が急拡大し、国の分科会のステージIVのモニタリング指標について、陽性率以外は、基準以上に達していること
- 重症病床、軽症・中等症病床など、医療体制が極めてひっ迫していること



以上の状況を踏まえ、1月9日に、特措法に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に
大阪府全域を追加するよう、国に要請



レッドステージ2に移行

レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請

① 区域 大阪府全域

② 要請期間 レッドステージ2の期間（1月14日～2月7日）

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく※）

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、「不要不急の外出自粛」は法第45条第1項に基づく

●府民への呼びかけ

○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること

●イベントの開催について (府主催(共催)のイベントを含む)

【要請期間】 1月17日～2月7日

【収容人数・収容率等】

- 【人数上限】5,000人以下
【収容率】屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
(特措法第24条第9項に基づく)
- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること
- あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

●施設について

① 区域 大阪府全域

② 期間 1月14日～2月7日

※「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府が追加された場合、それに応じて期間を変更

③ 実施内容

【特措法第24条第9項に基づく要請】

対象施設	要請内容
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店 営業許可を受けている店舗</p>	<p>営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時</p>

【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、収容率50%とすること（イベントに関する要請は1月17日～）
遊興施設※	
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	<p>以下の内容について、協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

<経済界>へのお願い

- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
(特措法第24条第9項に基づく)
- 新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

<大学等>へのお願い

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること
(特措法第24条第9項に基づく)

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に基づく営業時間短縮要請や「感染防止宣言ステッカー」にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名 称：緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和3年1月12日

開設時間：平日9時～18時（1月12日は21時まで）

※ただし、1／16（土）、1／17（日）は開設（9時～18時）

受付方法：専用電話（15回線）

受付電話番号：06-4397-3268

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定